

平成十九年十月十日提出
質問第一〇五号

米大統領の戦前の日本に対する認識に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木宗男

米大統領の戦前の日本に対する認識に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第五九号）では、前回質問主意書の一、二、五、八及び九について、

「一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについて外務省としてお答えすることは、差し控えたい。」との答弁がなされており、政府としての認識が全く示されていない。よって、再度質問する。

一 二〇〇七年八月二十二日にブッシュ米大統領が行った演説（以下、「演説」という。）の中での「日本の軍国主義者、朝鮮やベトナムの共産主義者は、人類のあり方への無慈悲な考えに突き動かされていた。イデオロギーを他者に強いるのを防ごうと立ち上がった米国民を殺害した。」とのブッシュ米大統領の発言については、「前々回答弁書」（内閣衆質一六八第二二号）で「一般に、軍事力によつて国威を示し、それを後ろ盾に対外的に発展することを国家の最も重要な目的と考える立場を意味するものとされていると承知している。」と定義しているような面が先の大戦時における我が国に見られたことは否定できないが、右ブッシュ大統領の発言にあるような軍国主義というイデオロギーを他国に強要しようとした事実はなく、また、米国民がそれを防ごうと考え、我が国と対峙したというブッシュ米大統領の考えも間違つ

ていると考えるが、政府の見解如何。「前回答弁書」において、政府は「一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについて外務省としてお答えすることは、差し控えたい。」と答弁し、政府としての見解を述べることを忌避しているが、歴史的事象に関する歴史専門家の評価を問うているのではなく、右ブツシユ米大統領の発言に対する政府の見解を問うたものであるところ、あくまで政府として右のブツシユ大統領の発言をどう評価するのか明らかにされたい。

二 神道の定義如何。

三 天皇制の定義如何。

四 二と三における神道と天皇制は、政府が「前々回答弁書」で「一般に、『人民が権力を所有し行使するという政治原理。権力が社会全体の構成員に合法的に与えられている政治形態。(出典 大辞林)』を意味するものとされていると承知している。」と答弁している民主主義とは相容れないものか。政府の見解如何。

五 「演説」の中での「国家宗教の神道が狂信的すぎ、天皇に根ざしていることから、民主化は成功しない

という批判があった。」とのブツシユ米大統領の発言については、大日本帝国憲法下における当時の我が国は、現在に比べて国民主権という点では不十分な面があったのは事実だが、選挙制度や国会等、民意を反映する仕組みは不十分ながらも整えられており、民主化は成功しないというブツシユ米大統領の考えは間違っていると考えるが、政府の見解如何。「前回答弁書」において、政府は「一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについて外務省としてお答えすることは、差し控えたい。」と答弁し、政府としての見解を述べることを忌避しているが、歴史的事象に関する歴史専門家の評価を問うているのではなく、右ブツシユ米大統領の発言に対する政府の見解を問うたものであるところ、あくまで政府として右のブツシユ米大統領の発言をどう評価するのか明らかにされたい。

六 「演説」の中での「イラクで我々と戦う暴力的なイスラム過激派は、ナチスや大日本帝国や旧ソ連と同じように彼らの大義を確信している。」とのブツシユ米大統領の発言については、「前回答弁書」で政府が「確立した定義があるとは承知していないが、一般に、イスラム教の教義をきっかけ、過激な方法で主義や思想を実現しようとする集団を指すものと承知している。具体的にどのような組織が『イスラム過激

派』に該当するかについて、確定的にお答えすることは困難であるが、例えば、アル・カーイダはイスラム過激派であるとされていると承知している。」と答弁しているアル・カーイダ等のイスラム過激派とは全く異なり、大日本帝国憲法下における我が国は成文憲法を有する近代国家であり、アル・カーイダのように無辜の人民を全く無差別に殺害するテロ活動を行っていた事実もなく、アル・カーイダ等イスラム過激派とは似ても似つかない国家であったと考えるが、政府の見解如何。「前回答弁書」において、政府は「一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについて外務省としてお答えすることは、差し控えたい。」と答弁し、政府としての見解を述べることを忌避しているが、歴史的な事象に関する歴史専門家の評価を問うているのではなく、右ブツシユ大統領の発言に対する政府の見解を問うたものであるところ、あくまで政府として右のブツシユ大統領の発言をどう評価するのか明らかにされたい。

右質問する。